

利 相  
平成 18 年 12 月 22 日

各部局長 殿  
各学内共同教育研究施設長 殿  
本部事務機構各部長 殿

理事（人事労務担当）  
利益相反マネジメント委員会委員長  
徳 重 眞 光

「臨床研究に係る利益相反マネジメント」の実施について（通知）

本学では、昨年度より、全学的な利益相反マネジメント制度を創設いたし、各部局、研究所のご理解とご協力のもと、マネジメントの基礎となる定期自己申告を実施する体制が整備されました。この結果、本学教職員の皆様の利益相反マネジメント制度に対するご理解もだいぶ進んでまいりました。

さらに、この体制整備を一層進めるため、既にご案内の通り、このたび、重要事項の一つである、「臨床研究に係る利益相反マネジメント」の運用を開始することに致しました。

「臨床研究に係る利益相反マネジメント」では、研究者が所属部局の倫理審査委員会に対して『ヒトを対象とする研究』の実施を申請する前に、「当該研究に係わる資金源、起こりうる利害の衝突および研究者等の関連組織の関わり」について利益相反マネジメント委員会にご開示いただき、マネジメントを受けていただくこととなります。本制度は、部局に設置されている倫理審査委員会と密接に連携しつつ、運用して行くものであります。

「臨床研究に係る利益相反マネジメント」は、『ヒトを対象とする研究』について検討、審議を行っている倫理審査委員会を設置している各部局、研究所が対象となりますので、今後は、「別紙・臨床研究に係る利益相反マネジメント実施ガイドライン」等を参照の上、必要なお手続きをお取りいただきますよう貴部局、研究所の教職員の皆様方に対するご周知をお計りいただきますこと、宜しくお願い申し上げます。

また、貴部局において『ヒトを対象とする研究』について検討、審議を行う倫理審査委員会を新たに設置される場合には、お手数ではございますが、利益相反マネジメント事務室までご連絡をお願い致します。

※ 臨床研究に係る利益相反自己申告書は、利益相反マネジメント事務室HPからダウンロードできます。<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/assessment/3rinsyou.html>

利益相反マネジメント事務室(片平キャンパス)  
TEL 022-217-4398  
FAX 022-217-6241